

総務課

☎ 消防防災係 (212)

「大崎町高齢者運転免許証自主返納推進支援事業」を廃止し、 「大崎町高齢者安全運転装置設置整備事業」を開始します

本町では高齢者の交通事故防止を図るため、町内在住の満75歳以上で運転免許証を自主返納した高齢者に対し、1人につき1回に限り1万円を交付していましたが、令和6年9月30日をもって終了することとなりました。

その代わりに、令和6年4月1日から、現在乗っている自家用車に後付けでペダル踏み間違い防止機能等の「安全運転支援装置」の購入及び設置に要する経費に対し、補助金を交付することとなりました。

大崎町高齢者運転免許証自主返納推進支援事業の申請がお済みでない方は、早めの申請をお願いします。

廃止	事業名	大崎町高齢者運転免許証自主返納推進支援事業
	対象者	・町内在住の満75歳以上の高齢者で、 令和6年6月30日までに運転免許証を自主返納した者
	必要なもの	・鹿児島県公安委員会が発行する運転経歴証明書 または運転免許の取り消し通知書 ^{※1} ・申請者名義の通帳の写し
	交付金額	1万円(1人につき1回に限る)
	申込期限	令和6年9月30日

※1 自主返納後1年以内で、令和6年6月30日までに自主返納したものに限り。

開始	事業名	大崎町高齢者安全運転装置設置整備事業
	対象者(車)	・町内在住の満65歳以上の高齢者で、運転免許証を保有する者 ・自動車車検証の自家用・業務用の別欄に自家用と記載されたもの ・運転免許証に記載されている氏名・住所が、安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車車検証等の所有者欄または使用者欄の氏名・住所と同一であること ・町民税等の滞納がないこと ・自動車税の未納がないこと ・安全運転支援装置の設置後に発生した事故や故障等について、町が一切責任を負わないことについて了承したこと。設置しようとする安全運転支援装置が令和6年4月1日以降に購入されたものであること。
	必要なもの	・自動車車検証等の写し ・運転免許証の写し ・自動車税の納税証明書 ・安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用が確認できる領収書の写し ・申請者名義の通帳の写し ※申請は安全運転支援装置を設置してから1年以内です。
	交付金額	・安全運転支援装置の購入及び設置に要する経費の2分の1に相当する額で、1台あたり5万円を上限とし、1人あたり1回 ※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て
	申込開始日	令和6年4月1日